

東大阪市公立保育施設における紙おむつ等の定額制サービス提供事業 仕様書

1. 事業名

東大阪市公立保育施設における紙おむつ等の定額制サービス提供事業

2. 実施場所

別紙「公立保育施設一覧」のとおり

3. 実施期間

令和8年12月1日から令和12年3月31日までとする。

※ただし、利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了する可能性がある。また、実施期間満了後も、あらためて公募等を実施してサービスを継続する可能性がある。

4. サービスの目的

定額の月額利用料金により、紙おむつ及びおしりふき（以下「紙おむつ等」という。）の提供を受けることができるサブスクリプションサービス（以下「サブスクサービス」という。）を公立認定こども園、子育て支援センター（以下、「公立保育施設」）に導入する。これにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減することを目的とする。

5. 業務内容

（1）サブスクサービスの提供

「公立保育施設一覧」に記載する公立保育施設に通園し、サービスの提供を希望する保護者（以下、「保護者」）に対して、安定的に紙おむつ等を提供する。

（2）本事業における契約の締結

サブスクサービスは、選定された事業者（以下、「事業者」という。）と保護者との直接契約とする。

利用契約に係る個人情報の取り扱いについては、事業者が制定している個人情報取扱方針を遵守し、保護者にも事前に同意を得たうえで契約をすること。

（3）利用を希望する保護者への対応

サービス開始後の随時申込についても対応できるよう、申込方法等を明示した利用案内資料等を作成し、多言語対応（英語、中国語、ハングル語、ベトナム語等）を行うこと。

なお、保護者が退園や長期休園等を理由にサービス継続ができない場合の手続については、あらかじめ示しておくこと。

（４）問い合わせへの対応

保護者からの問い合わせ及び苦情について、サポート窓口を設置し、適切に対応すること。

（５）保護者からの利用料金の徴収

サブスクサービスの利用料金の支払いや手続について、事業者と保護者の間で行うこと。

利用料金は月額定額とし、児童１人につき１契約とする

支払方法は簡便なものとし、口座振替等、キャッシュレス決済に対応すること。

利用料金は市場価格を踏まえ妥当額を設定とすること。

（６）サービス提供中のトラブル等への対応

本サービスに関するトラブルについては、事業者が責任をもって対応すること。

（７）公立保育施設への紙おむつ等の配送等提供体制の整備

紙おむつ等は公立保育施設へ直接配送すること。

（８）利用契約の終了（解約）への対応

事業者は、保護者が随時解約できるよう、手続方法等を明示すること。

６．サービス提供に係る留意事項等

（１）紙おむつ等の品質について

本サービスの提供にあたって、紙おむつ等は１銘柄を取り扱うこととし、国内流通メーカー品とする。なお、提供する品の品質については、一般的品質水準を満たすこと

紙おむつのサイズ（S/M/L/Big 等）及びタイプ（テープ、パンツ）は市販水準の展開を確保すること。

（２）紙おむつ等の発注・在庫管理等について

紙おむつ等の発注や在庫管理については、簡便で操作しやすい仕組みとし、公立保育施設の職員（以下、「職員」という。）の負担軽減にも配慮すること。

（３）利用者の管理・共有について

利用児童名簿一覧等、申込者の一覧が確認できる資料を公立保育施設へ提供すること。

利用者情報の変更については速やかに施設へ報告すること。

（４）その他

必要に応じ、職員向けの説明資料や操作マニュアル等を作成し、配布すること。

必要に応じ、サービス開始前に職員への説明会を実施すること。

7. その他

（１）個人情報保護、守秘義務及び情報セキュリティ対策について

（ア）情報管理

事業者は、情報漏洩等のリスク発生率や、リスクが表面化したときの損害を減少させることができる体制を構築し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備するよう、情報セキュリティに関連する認証やプライバシーマークの取得、社内規定の構築等に努めること。

（イ）個人情報の保管等

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）に十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

（ウ）情報セキュリティ

情報セキュリティに対する意識と知識の向上を図るため、事業者は本サービスに従事する者に対して個人情報の取扱いに関する教育を行うこと。

また、事業者は情報セキュリティに関連する事故が発生した際、必要な行動が適切かつ迅速に行えるよう手順を定めると同時に、ウイルス等の不正プログラムへの対策を行い、適切な保護対策を実施すること。

情報セキュリティに関連する事故が発生した際は、速やかに市に報告すること。

（２）定めのないサービス提供上の疑義が生じた場合について

仕様書、実施要領等に定めのない、サービス提供上の疑義等については、原則として当事者（事業者と保護者）間で解決を図るものとする。

ただし、事業者選定時に提案されたサービス内容や利用料金の変更等、サービスの提供に係る事項の変更については、あらかじめ市と協議の上、決定すること。

（３）報告

月次及び年次で報告書を作成し、市へ提出すること